

仕様書

1 件 名 保育所防火設備定期検査業務

2 履行場所 府中市立保育所 3 か所（別表及び定期点検一覧のとおり。当該敷地を含む。）

3 業務内容

建築基準法第 12 条第 4 項の規定に基づき、防火設備定期検査を実施し委託者に報告する。検査内容に関することは、「防火設備定期検査報告書 作成要領」及び「防火設備定期検査業務基準」の最新版を参照のこと。

（ 1 ）検査員

検査は、建築基準法第 12 条第 4 項による検査資格を有する者が行わなければならない。

なお、実施年度の当初に資格を証する書類の写しを提出すること。

（ 2 ）調査内容

- ア 防火扉の検査
- イ 防火シャッターの検査
- ウ 耐火クロススクリーンの検査
- エ ドレンチャーの検査
- オ その他

（ 3 ）成果品の提出

各件名につき、アからオまでの事項についてデータで報告を行うこと。

- ア 定期検査報告書（指摘事項、図面・写真等含む。）
- イ 検査結果表
- ウ 定期検査報告概要書
- エ 定期検査結果所見（指摘事項等の説明）
- オ 指摘事項等の写真データ

保育所毎に報告書を作成すること。

4 その他

（ 1 ） 当該調査の実施時期は 1 月 2 月にて実施する。

（ 2 ） 主に平日及び土曜日の 9 時 30 分から 16 時までの間とし、保育所の運営上支障が生じる時間帯（昼食や午睡時間帯等）を除く。なお、具体的な日時は事前協議のうえ決定すること。

別表

点 検 場 所	所 在 地	防火設備 (防火扉、防火シャッター)
北山保育所	府中市北山町 3 丁目 27 番地の 9	防火扉
本町保育所	府中市本町 3 丁目 19 番地の 3	防火シャッター
美好保育所	府中市美好町 2 丁目 4 番地	防火扉

本町保育所は、R 8 年 1 2 月に移転予定。

移転後の本町保育所における機器の詳細は、しゅん功図等により確認すること。